

高島市通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和4年2月

高島市通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年に各小学校の通学路において、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、緊急性、実現性の高いものから対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年に連携体制を構築し、「高島市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

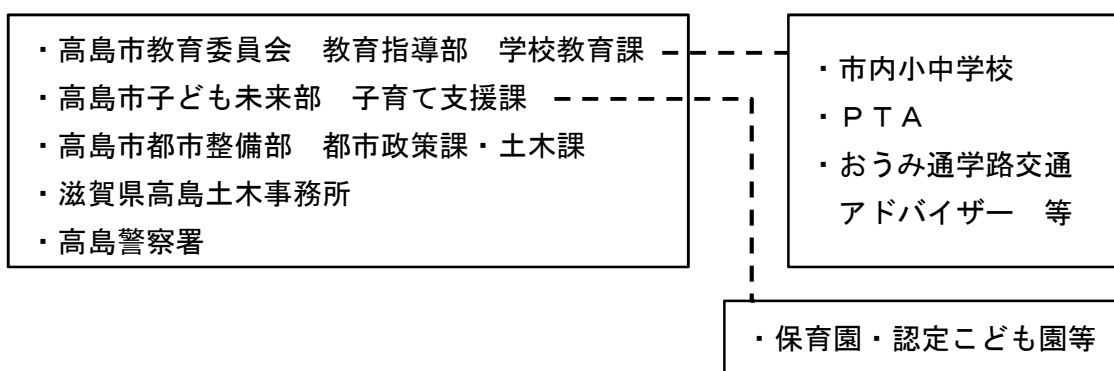
令和元年には、園児らが死傷するという大津市での重大な事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を行い、必要な対策を実施しました。

今後は、「高島市通学路交通安全プログラム」の枠組みをもとに、放課後児童健全育成事業所の通所経路、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下通学路等を含む）も対象として安全対策が実施できるよう「高島市通学路等交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 通学路等安全推進会議の設置

通学路等の安全確保に向けた関係機関の連携体制を再構築し、以下をメンバーとする「高島市通学路等安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

【高島市通学路等安全推進会議】



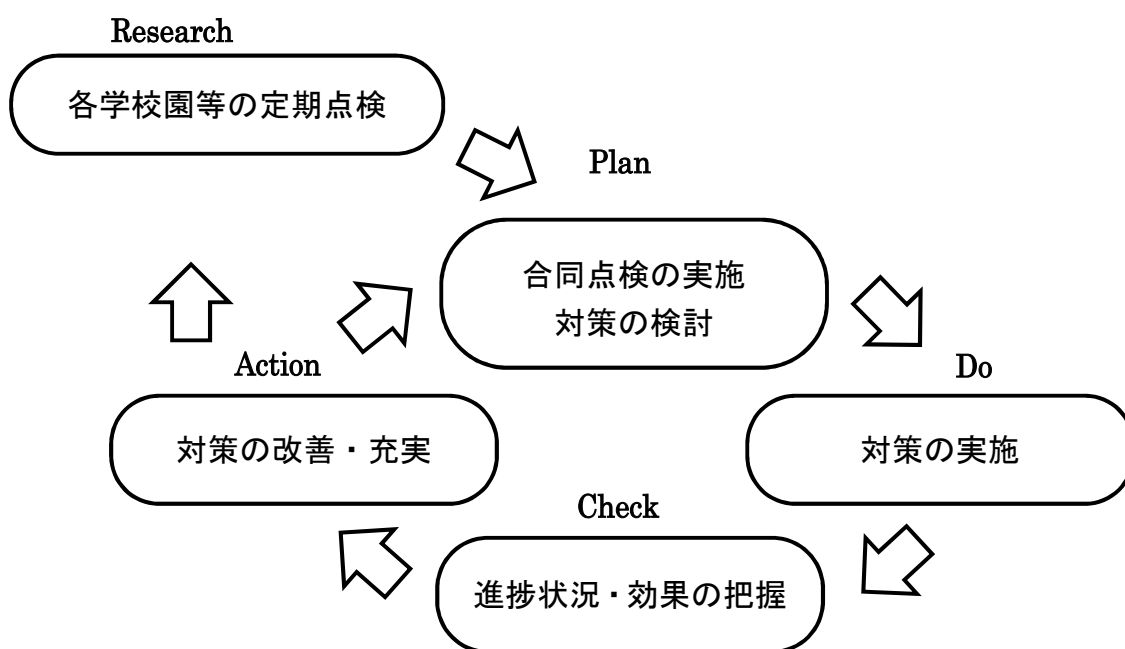
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策改善・充実を図ります。

これらの取り組みをR P D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

【通学路等安全確保のためのR P D C Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検

【小・中学校の通学路について】

○各学校における定期点検

・市内小中学校ごとに、毎年教職員やP T A等と連携して通学路点検を行います。

○合同点検の体制

・市内小中学校ごとの定期点検の結果を基に、対策を講じる要請のあった箇所の合同点検を行います。合同点検については、市内小中学校ごとに、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が参加して行います。

【放課後児童健全育成事業所の通所経路について】

○各事業所における定期点検

・小学校の通学路と重ならない部分の通所経路について、市内事業者ごとに、毎年安全点検を行います。

【未就学児集団移動経路について】

○各園における定期点検

- ・市内園（保育園、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター）ごとに、園が毎年、日常的に集団で移動する経路の安全点検を行います。

○合同点検の体制

- ・市内園ごとの定期点検の結果を基に、対策を講じる要請のあった箇所の合同点検を行います。合同点検については、市内園ごとに園、子育て支援課、道路管理者、警察等が参加して行います。

（３）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに自歩道整備や防護柵設置等のハード対策や、交通規制、交通安全指導等のソフト面での対策により対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、その手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

（６）対策改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「通学路等安全点検対策箇所一覧表」および「通学路等対策箇所図」を作成し、公表します。